

前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市及び玉村町新清掃施設建設候補地公募実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市及び玉村町（以下「4市1町」という。）の焼却施設及び資源化施設（以下「新清掃施設」といい。）の建設候補地の公募及び情報提供（以下「公募等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（公募等方法）

第2条 建設候補地の公募等は、広報まえばし等に募集記事を掲載することにより行うものとする。

2 前項の募集記事に掲載する事項は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (1) 募集趣旨
- (2) 公募等条件
- (3) 公募等資格
- (4) 公募等方法（申込書及び公募等期間）
- (5) 問合せ先

（公募等条件）

第3条 前条第2項第2号に規定する建設候補地の公募等条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前橋市内の土地であること。
- (2) 応募の場合は、土地の合計面積が1ヘクタール以上であること。
- (3) 新清掃施設用地として、約2ヘクタールの事業用地を確保できる見込みがあること。

（公募等資格）

第4条 第2条第2項第3号に規定する建設候補地の公募等資格は、次に掲げるいずれかとする。

- (1) 応募の場合は、土地所有者又は応募地の地元自治会長
- (2) 情報提供の場合は、前橋市在住、在勤及び在学のいずれかの者

（公募等方法、期間及び問合せ先）

第5条 建設候補地の応募方法は、次に掲げるものにより、ごみ政策課に持参して申し込むものとする。

- (1) 応募申込書兼情報提供書（様式第1号）
- (2) 位置図

2 情報提供については、前項に定めるもののほか、電話等による受付も行う。

3 建設候補地の公募等期間は、令和8年7月1日（水）から令和8年10月23日

(金)(土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。)までとする。

(建設候補地の選定)

第7条 建設候補地の選定は、4市1町が実施する公募による応募地及び提供された情報並びに4市1町の環境・防災等の法規制を考慮して地図上から抽出した用地等の中から、適正に行うものとする。

2 応募地の選定結果については、応募者宛てに連絡するものとする。

(その他)

第8条 この要領で定めるもののほか、4市1町の新清掃施設の建設候補地の公募等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年 月 日から施行する。

令和8年 月 日

応募申込書兼情報提供書

(宛先) 前橋市長

※1 住所 _____
応募者又は 氏名 _____ 印
情報提供者
電話番号 _____

前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市及び玉村町の新清掃施設の建設候補地について、下記のとおり（□応募・□情報提供）いたします。

記

1 土地の概要

- ※1
(1) 所在地 前橋市 町 番地 (ほか 筆)
(2) 概算面積 _____ ヘクタール
※2
(3) 所有者 _____ (ほか 人)

2 添付書類

- (1) 位置図等（応募土地の場所や形状が分かるもの）
※2
(2) 所有者一覧（住所・氏名・連絡先の分かるもの）

※2
3 事前協議

- 協議済 → 協議先（□地元自治会 又は □所有者）
□未協議 → 状況 （□現在協議中 □これから協議予定 □協議の予定なし）

4 ご意見等

- (1) 地域振興事業について

(2) その他

※1：応募者又は応募土地が複数のときは、それぞれ別紙に記入してください。

※2：情報提供の場合、記入及び添付は不要です。

※ 選択箇所の□には、☑を記入してください。